

建設廃棄物の適正処理について

京都府山城北保健所環境室

建設廃棄物

建設副産物	建設廃棄物	一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)	
		産業廃棄物	安定型廃棄物 (廃プラスチック類、がれき類等)
			その他の廃棄物 (汚泥、木くず、石膏ボード等)
		特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)	
	土砂 (廃棄物の混入がないもの)		
	有価物 (他人に有償で売却できるもの)		

※木くず、紙くず等は業種指定があるので注意

(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くずは産業廃棄物だが、事務所から生じた紙くずは一般廃棄物)

よくある質問①

Q 自ら利用とは？

A 他人に有償売却できる性状のものを自社で適正に利用する場合であり、この場合は廃棄物に該当しません。

例えば・・・

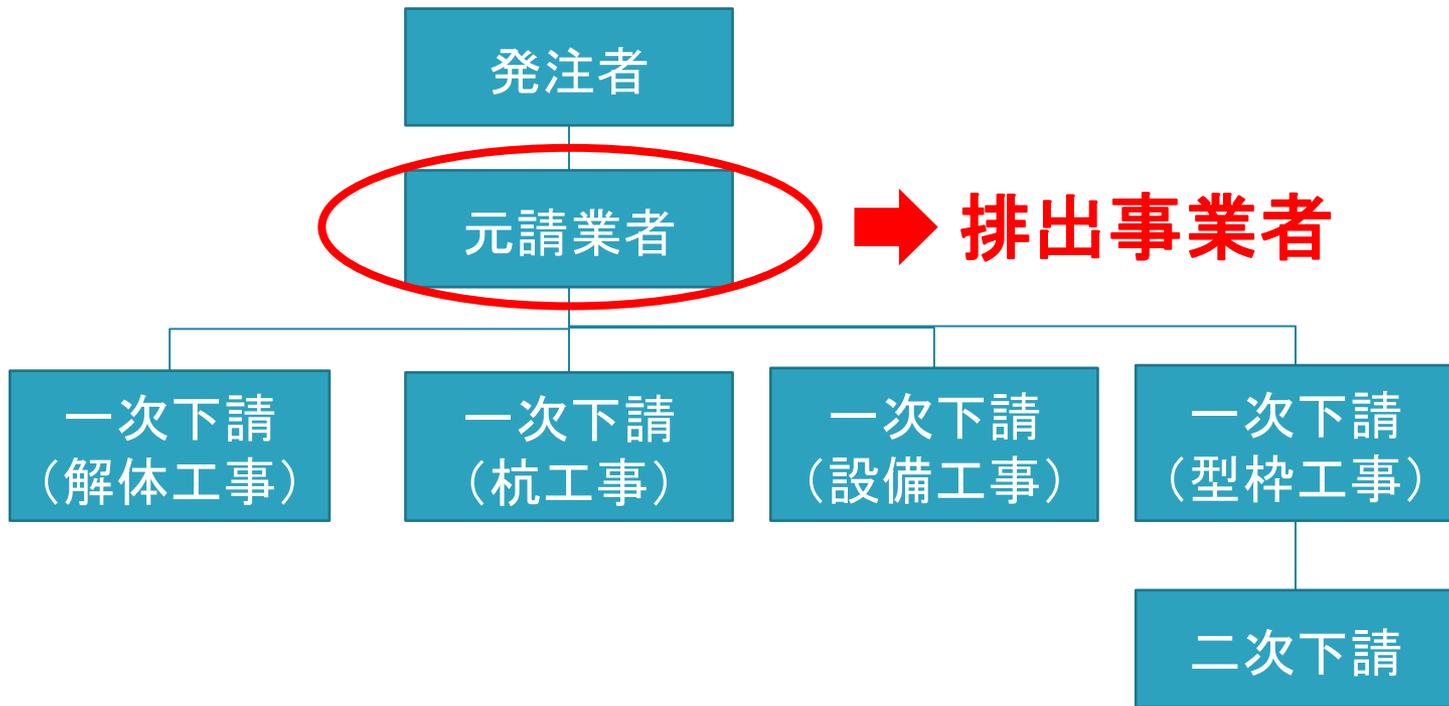
破碎したままのコンクリート片を粒度調整もせず、土砂とともに埋め戻しに利用する場合は、廃棄物の埋立処分に該当します。

仮に粒度調整した物であっても、有価物としての利用がされていない(例えば必要以上の厚さで埋め立てる)場合も廃棄物の埋立処分に該当します。

排出事業者の責務と役割

- 建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めなければならない
- 自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければならない
- 産業廃棄物を自ら保管、処理する場合、保管基準、処理基準を遵守しなければならない
- 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、
 - ※委託基準、マニフェスト交付義務を遵守
 - ※処理状況を確認

建設廃棄物の排出事業者



建設廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、①自ら処理するか、②その処理を許可業者に委託しなければならない

⇒ 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物の処理が可能となる
(運搬に関して例外規定あり)

⇒ 下請負人が建設工事現場内で保管を行う場合、元請業者だけでなく下請負人も産業廃棄物保管基準に従わなければならない

元請業者と下請負人の責務

	元請業者	下請負人
保管基準	○	○
処理委託	○	—
マニフェスト交付	○	—※1
自ら運搬	○	△※2

※1 紙マニフェストの交付については、元請業者が行わなければならない(電子マニフェスト使用時の運搬携行書類は下請負人が交付することも可能)

※2 例外規定であり、一定の条件を満たす場合のみ可能

下請負人による運搬が業許可不要となる場合

①～⑤をすべて満たす場合

①次のいずれかの建設工事で排出される廃棄物

- ・維持修繕工事で請負代金500万円以下
- ・建築物等の瑕疵の補修工事で請負代金500万円以下

②特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物

③1回当たりの運搬量が1m³以下であることが明らかな運搬

④排出現場の府県又は隣接府県の元請業者が使用権原を有する施設までの運搬(元請業者が委託契約した処分業者を含む)

⑤運搬途中に保管が行われないもの

このような運搬を行う場合には、書面による請負契約で定めるとともに、運搬時には当該運搬が法第21条の3第3項に規定する運搬であることを証する書類を携行しなければならない

産業廃棄物の保管

排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない

■ 保管場所

- 周囲に囲い
- 掲示板の設置

■ 飛散流出等の防止措置

- 汚水が生じるおそれがある場合、浸透防止措置
- 屋外で容器を用いずに保管する場合、一定の高さを超えないこと

■ 害虫の発生防止

■ 収集運搬、処分に伴い保管する場合の数量制限

- 収集運搬に伴う保管：1日当たりの平均的搬出量の7日分を超えないこと
- 処分に伴う保管：1日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

※ 分別済の木くず、コンクリ破片については28日分、アスファルト・コンクリートについては70日分

 **適合しない場合、改善命令**

産業廃棄物を生ずる事業場の外で自ら保管（300m²以上に限る。）しようとするときは、あらかじめ廃棄物処理法及び京都府条例に基づき届け出なければならない。

よくある質問②

Q 7日分とは？

A 平均搬出量の7日分とは、直近1月間の搬出量の実績値に $7/30$ をかけた値です。

つまり…

保管や仮置きといっても、1ヶ月全く搬出実態がない場合は、 $0 \times 7/30 = 0$ であり、明らかに処理基準に適合していないこととなります。

また、搬出先があらかじめ決まっていない保管も基準違反であり、保管とはいえません。

廃棄物が全く管理されずに単に置かれているという場合は、放置＝不法投棄とみなされます。

産業廃棄物の処理委託

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない

- 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること
- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること
- 委託契約は、定められた条項を含み、書面で行い、5年間保存すること
- 委託契約書には、許可証の写しを添付すること

<よくある契約書の不備>

- 料金欄に「別途見積書のとおり」と記載されているが、見積書が添付されていない
- 添付されている許可証が更新されておらず、古いまま

産業廃棄物収集運搬業者の許可証

許可番号 02600XXXXXX

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府宇治市〇〇〇番地〇

氏 名 株式会社△△△△
代表取締役 □□ □□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 ▼▼ ▼▼

許可の年月日 平成24年××月××日

許可の有効年月日 平成29年××月××日

1. 事業の範囲
(積替え又は保管を含まない)
① 腐プラスチック類 ⑤ ゴムくず
② 紙くず ⑥ 金属くず
③ 木くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
④ 繊維くず ⑧ がれき類
以上8種類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを
含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成24年××月××日・当初許可

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

(日本工業規格 A列4番)

○法改正により産業廃棄物収集運搬業の許可については、原則として都道府県の許可を得ていれば、都道府県内の政令市を含めて全域で積卸しが可能となった。

○ただし、政令市の区域内で積替え保管を行う場合には、これまでどおり政令市の許可が必要。

ここを確認！

都道府県の許可証に政令市名及び許可番号の記載がある場合、委託契約書には政令市の許可証の写しの添付が必要

排出事業者による処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の処理の状況に関する確認(いわゆる現地調査)を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない



処理状況の確認を怠り、委託業者により産業廃棄物の不適正処理が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、排出事業者が措置命令の対象になる場合があります

処理状況確認のポイント

	確認事項
1	収集運搬業者の運搬車両に必要な表示がされているか
2	処理施設は使用可能な状況にあるか
3	施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
4	保管場所で過剰な量の保管はないか
5	(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正におこなわれているか

よくある質問③

Q 他社名の運搬車両でもかまわないか？

A 委託業者に、名義貸しや再委託基準違反の可能性が
あります。

まずは・・・

収集運搬業者に対して、行政に車両の届出がされているか
確認してください。（京都府では、運搬車両は車検証の所有
者・使用者欄が自社の場合しか認めていません。）

京都府に車両が届出された旨の証明書を運搬業者から取り
寄せてもらうとよいです。

一時的なものとはいえ、他社に車両・運転手を応援してもら
う業者に産業廃棄物を運搬させることは再委託に該当します。

マニフェストによる確認

産業廃棄物の排出事業者が、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェストを交付し、自らが最終処分まで確認することを義務づけるもの

マニフェストの交付者(排出事業者(元請業者))は

- ① 毎年6月30日までに、交付状況を報告すること
- ② A票、B2票、D票、E票を5年間保存すること
- ③ 次の場合は、速やかに産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、必要な措置を講じ、30日以内に都道府県知事(京都府保健所)に報告すること
 - 一定期間内に委託業者からB2票、D票、E票の送付を受けないとき
 - 受け取ったマニフェストに必要事項が記載されていないとき、又は虚偽の記載があるとき
 - 適正処理が困難である旨の通知を受けたとき

処理困難通知

概要

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生



- ①事故による保管上限超過
- ②事業の廃止
- ③施設の休廃止
- ④埋立終了
- ⑤欠格要件該当
- ⑥行政処分

10日以内委託者に対して通知、通知の写しを5年間保存（電子可）



引き渡した廃棄物についてマニフェストの送付を受けていないときは、速やかに処理の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去等のために必要な措置を講じ、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事（京都府保健所）に報告しなければならない

多量排出事業者処理計画

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場を設置している排出事業者は、処理計画の提出、計画実施状況の報告が必要

- 1,000t以上かどうかは発生時点での量で判断
- 区域内の現場を総括的に管理している支店等ごとに作成
- 処理計画提出者は必ず翌年度実施状況の報告が必要
- 提出先は京都府循環型社会推進課(6月30日まで)
- 都道府県知事は、処理計画及び実施状況をインターネットにより公表
(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1316652252131.html>)
- 処理計画提出及び実施状況報告義務違反には罰則(過料)あり

不法投棄

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

↳ 処理基準を満たさない、社会通念上許容されない

具体的には…

掘削工事が出た土砂にがれき類が混入しているにもかかわらず、土砂として盛土等に利用 等

野焼き

何人も、一定の場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

↳ 処理基準を満たす焼却、政令で定める場合

具体的には…

現場で出た木くず等をドラム缶で焼却 等

いずれも違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科(法人による場合は、上記罰金に加え、法人に対して3億円以下の罰金)